

「健康食品」取扱い事業者へのアドバイス（骨子案）

普通の食品とは異なり、錠剤やカプセル等、さまざまに加工して摂取する「健康食品」について、安全性をどのように考え、情報の判断・活用をすればよいのかということについては充分整理されていない。「健康食品」を取扱う事業者（製造・輸入・販売）の、安全性に関する取組みもまちまちであり、また、不十分な点が多い。

そこで、今後事業者の責任として、「健康食品」及びその利用上の安全確保の観点から、実施することが望ましい事項を整理し、自主的な取組みを求めるために必要なアドバイスとしてまとめることとする。

	事業者を求めること	具体的内容
健康食品取扱い事業者の役割	健康食品取扱い事業者の役割（責任）の理解	安全性への責任 法律の遵守 消費者への適切な説明
「健康食品」の安全性の向上	「健康食品」に求められる「安全」の内容及び質についての理解 安全確保の取組みの必要性への理解	食品の安全についての考え方の整理（食経験と「健康食品」の安全性） 一般的な食品の衛生の担保（細菌や重金属など）に加え、「健康食品」の素材や加工等の段階での安全性確認を実施することの必要性
	製品の安全性を向上させるための取組みの実施	国から示された「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン」の主旨への理解、自社の製品に見合った点検基準の作成及び実行 安全性に関する根拠を持った推奨摂取量の設定 製品販売後の安全性に関する情報収集
	製品の品質を向上させるための取組みの実施	国から示された「錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について」の主旨に対する理解・自社に見合った基準等の作成及び実行
	「健康食品」に関わる製造・輸入・発売・小売等の各事業者が、それぞれの業務形態に見合った安全への責任を持つ。	一製品に関連する各事業者の安全性に対する責任と役割の明確化 製品の安全性にかかる情報の、関係者間での共有
使用時の安全の確保	消費者に対する適切な情報提供の体制整備と必要な情報の提供	消費者の問合せに適切に回答できる部署又は担当者の設置と消費者への明示 「健康食品」について知識を有する者（サプリメントアドバイザー、食品保健指導士、NR〔栄養情報担当者〕、栄養士、薬剤師）の設置 安全に使用するために必要な情報の開示 ・製品情報（原材料、製造加工方法等） ・使用上必要な安全性情報（過剰摂取への注意喚起、特定の医薬品との併用、乳幼児・高齢者・妊産婦・その他注意すべき特定の疾患保有者等） ・＜トクホ＞ 利用対象者、利用方法
	「健康被害」等安全性上の問題が懸念される情報（申し出）への適切な対応	的確なアドバイスの実施、摂取中止の推奨、医師への受診の推奨 社内対応手順の作成、調査・情報収集・評価、判断（改善・回収・公表の必要性）、行政機関への届出
法律の遵守	法律の遵守への責任体制の整備	法の遵守体制の整備、表示等に関する製品の点検体制、社内教育
その他	「健康食品」の有用性（機能）について、科学的に根拠となりえない情報の例示	